

高知くらしの護身術

456

ネットで定期購入

契約表示よく確認

(2018年2月13日掲載原稿)

昨年7月に「1回だけのつもりでお試し価格の注文をしたら、定期購入が条件の契約だった」というトラブルを紹介しましたが、同様の相談は後を絶ちません。一定期間は解約できないことや、インターネットの購入画面で支払総額などの契約内容を認識しづらかったことが、主な原因となっています。

こうした状況の中、昨年11月に「インターネット通販における『意に反して契約の申込みをさせようとする行為』に係るガイドライン」が改正され、定期購入契約での留意点が追記されました。

これによると、申し込み画面や確認画面に、契約期間や支払総額、そのほか特別な販売条件など、主な契約内容が表示されていない場合、特定商取引法で禁止されている「顧客の意に反して売買契約等の申込みをさせる行為」に該当するおそれがあるとしています。今後、広告やホームページの改善が進むことが期待されます。

通信販売は、業者が取引条件を提示し、それを承諾した消費者が契約を申し込むという取引形態です。業者には、消費者が分かりやすい表示にすることが求められます。

一方、消費者には契約の内容をきちんと確認することが求められます。業者が十分な表示をしていた場合、たとえ表示を見ていなくても、業者が示した取引条件を承諾したと見なされます。注文する前に、契約内容や解約条件、返品の可否などを確認しましょう。

同じ業者、同じ商品でも、常に販売条件が同じとは限りません。特にキャンペーンなどは、短期間で内容が変わることがあります。トラブルを避けるためにも、最終確認画面を印刷するなど、契約内容を記録しましょう。